

## 北ア広域ごみ処理施設アセス報告書の電子公開について

NPO地域づくり工房 代表理事 傘木宏夫  
(環境アセスメント学会常務理事)

北アルプス広域連合のごみ処理施設の建設に向けた生活環境影響調査（アセス）が実施され、その調査結果報告書の縦覧と意見募集（4/25 締切）が行われています。

この手続きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づいて行われるもので、環境影響評価法によるアセスとは異なります。

環境影響評価法では、調査結果の報告書（準備書といいます）を、電子縦覧することを義務付けています。つまり、インターネットで本編や資料編が読めたり、ダウンロードしたりできるようにしています。これにならって、多くの自治体でのごみ処理施設計画の生活環境影響調査では、電子縦覧を実施しています。

ところが、北ア広域ごみ処理施設のアセスでは、概要版のみを電子縦覧として、本編と資料編は直接縦覧に限定しました。概要版は結果しか書いていないので、その結果がどのようなデータを根拠に導き出されたかは、本編や資料編を見ないとわかりません。

そこで私は、電話でなぜ電子縦覧をしないのか質問しました。

「技術的な問題もあり、電子縦覧をしないことで、条例を定めた」ので、必要なら北ア広域事務局に来て閲覧し、必要な場合はカメラで写真を撮るか、情報公開請求を使ってコピーをもらうか（有料）を選択してほしい。貸出もしないとのことでした。

私は「縦覧の運用として、住民に知らしめる目的で電子公開できないものか」と問いましたが、「条例で決まったことなので」と、情報公開請求の利用を求められました。本編と資料編で900頁余です。一枚10円のコピー代を負担しなければならないので、約1万円の出費ですが、仕方ないと思い電話を切りました。

その数十分も経たないうちに、私のもとに電話があり「内部で検討した結果、情報公開請求を出してもらえば、CDで提供することができます」との回答をいただきました。

情報公開制度を使わないと電子縦覧されないというのは、環境影響評価制度の立場からすると屈辱的なことですが、北ア広域事務局の誠意を尊重して、そのような文句は言わずに、所定の手続きを行い、CDでの交付を受けました。

このような経過から、私は入手した公文書を、私なりのポリシーから、独自に電子公開することが責務であると考え、WEB上に公開します。

また、この報告書に対する私なりの解説と意見を紹介する場を設けます。ご関心のある方はぜひお出かけください。

日時：4月7日（火） 午後7時～8時半

場所：NPO地域づくり工房